

# 総務局

## 総務部

|             |       |    |
|-------------|-------|----|
| 総務          | ..... | 27 |
| コンプライアンス推進  | ..... | 28 |
| 情報公開・個人情報保護 | ..... | 29 |
| 職員          | ..... | 31 |
| 職員研修        | ..... | 34 |
| 職員厚生        | ..... | 35 |

# 総務

## 1 条例・規則の公布

条例・規則諸規程の公布状況

(平成27年、単位：件)

| 区分 | 条例 |    |    |    | 規則 |    |    |     | 訓令 |    |    |    | 告示  |
|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|----|----|----|----|-----|
|    | 制定 | 改正 | 廃止 | 計  | 制定 | 改正 | 廃止 | 計   | 制定 | 改正 | 廃止 | 計  |     |
| 件数 | 8  | 86 | 0  | 94 | 28 | 97 | 1  | 126 | 1  | 14 | 1  | 16 | 478 |

## 2 行政界変更事業

境川を挟み複雑に入り組んだ本市と町田市との行政境界を、改修後の境川の中心に変更する事業。

第6期として、中央区宮下本町の小山橋から緑区東橋本の小山橋までの約2.3キロメートルにおける飛び地の境界変更等に関し、本市及び町田市の両市議会において議決した。

## 3 文書

### (1) 文書の收受数

| 項目 | 封書      | はがき    | 小包    | 宅配便    | 書留他    | 県庁便   | 合計      |
|----|---------|--------|-------|--------|--------|-------|---------|
| 件数 | 541,490 | 51,363 | 5,164 | 27,903 | 17,157 | 6,625 | 649,702 |

### (2) 文書の発送数

| 項目 | 封書(書留含む)  | はがき       | 冊子小包   | 小包 | 宅配便   | 県庁便   | 合計        |
|----|-----------|-----------|--------|----|-------|-------|-----------|
| 件数 | 4,115,614 | 1,735,648 | 29,297 | 46 | 1,836 | 4,436 | 5,886,877 |

### (3) 引継文書数(25年度完結文書)

| 項目 |    | 3年保存  | 5年保存  | 7年保存  | 10年保存 | 30年保存 | 合計     |
|----|----|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 引継 | 冊数 | 1,411 | 6,106 | 766   | 1,818 | 257   | 10,358 |
|    | 箱数 | 227   | 472   | 51    | 19    | 0     | 769    |
| 常置 | 冊数 | 1,551 | 2,054 | 2,190 | 903   | 639   | 7,337  |
|    | 箱数 | 98    | 25    | 70    | 13    | 23    | 229    |
| 合計 | 冊数 | 2,962 | 8,160 | 2,956 | 2,721 | 896   | 17,695 |
|    | 箱数 | 325   | 497   | 121   | 32    | 23    | 998    |

### (4) 電子化文書作成状況

平成24年度から、公文書の長期保存方法の見直し及び利便性向上等を目的とし、主に情報公開課が引継ぎを受けた30年保存文書を対象に、活用目的の複製物である電子化文書を作成している。

| 総簿冊数 | 総文書件数 | 総頁数     |
|------|-------|---------|
| 273  | 2,136 | 111,796 |

### (5) 文書の浄書及び印刷状況

#### ア 浄書要求

| 項目     | 件数    |
|--------|-------|
| 毛筆浄書   | 339   |
| 庁内印刷業務 | 1,007 |

#### イ 印刷機・複写機

| 項目       | 台数 | 紙使用量(枚)    |
|----------|----|------------|
| 簡易印刷機    | 15 | 12,221,693 |
| 普通電子複写機  | 40 | 10,557,454 |
| カラー電子複写機 | 1  | 222,627    |
| 大型電子複写機  | 1  | 37,797     |

## 4 公文書館

歴史的公文書等の保存と利用の拠点として平成26年10月1日に開館。位置は、緑区久保沢1丁目3番1号(城山総合事務所第2別館3階)。施設床面積325.30㎡

### (1) 利用状況(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

来館者数 1,407人、平均利用人数 4.8人(1,407人/291日)

相模原市公文書管理条例に基づく歴史的公文書の利用請求件数 219件

## (2) 所蔵資料等の状況

歴史的公文書 24,486 冊、行政資料 2,611 点、広報的資料 187 点

## (3) 企画展示・講演会の実施状況

### ア 企画展示

「幻に終わった相武電気鉄道と南津電気鉄道」、「公文書から見た城山町の誕生から閉町まで」  
「明治の時代の文書展」、「人口急増と相模原の発展」

### イ 講演会

「城山町のあゆみ 村から町そして市に」 参加者数 52 名  
「わがまちの変遷」 参加者数 44 名

【総務法制課…1、2】

【情報公開課…3、4】

# コンプライアンス推進

## 1 法令遵守

「相模原市コンプライアンス推進指針」の適切な運用を図るとともに、公正な行政執行の推進(職員の事務処理ミス防止等)並びに法令遵守体制の確立に係る企画及び総合調整を行っている。

## 2 包括外部監査

### (1) 包括外部監査人の選任

公認会計士 畝井 俊樹 氏(平成 28 年度包括外部監査人)

### (2) 包括外部監査結果の措置状況

包括外部監査の結果報告書における指摘事項及び意見について、関係各課へ措置状況の調査を行い、措置を講じた指摘事項は監査委員に通知し、対応をした意見は市が公表した。

また、監査後 5 年を経過した指摘事項の未措置分及び意見の未対応分について、措置等が困難な理由や今後の改善見込みなどの措置状況を公表した。

(平成 13 年度から平成 26 年度までの包括外部監査における指摘事項等に対する措置等の状況)

- ・指摘事項及び意見の件数：1,159 件
- ・平成 26 年度までに措置を講じたもの(意見の対応済分を含む)：927 件
- ・平成 27 年度に措置を講じたもの(意見の対応済分を含む)：69 件

### 監査後 5 年を経過した未措置事案の公表状況

(平成 27 年度、単位：件)

| 項目   | 検討・改善中 | 措置困難 | 計  |
|------|--------|------|----|
| 指摘事項 | 6      | 2    | 8  |
| 意見   | 10     | 2    | 12 |
| 計    | 16     | 4    | 20 |

## 3 不当要求行為等への対策

不当要求行為等の把握及び事実調査を行い、不当要求行為等に対する対策に係る総合調整を行った。

## 4 職員のハラスメントに係る苦情及び相談

職員のセクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントに関する苦情や相談に対応した。

【コンプライアンス推進課】

# 情報公開・個人情報保護

## 1 情報公開制度

市政に対する市民の理解を深め、一層開かれた市政の推進を図るため、相模原市公文書公開条例に基づき、昭和61年7月1日から実施。制度を拡充し、平成13年4月1日から相模原市情報公開条例を施行。

- ・実施機関 全ての執行機関と議会
- ・公開請求件数 557人 2,728件

## 2 個人情報保護制度

個人の権利利益の保護を図るとともに、公正で民主的な市政の推進に資するため、相模原市個人情報保護条例に基づき、平成5年7月1日から実施。平成17年4月1日に新条例を施行し、制度を拡充。

平成28年1月のマイナンバー利用開始に対応し、平成27年度に制度の見直しを実施。

- ・実施機関 全ての執行機関と議会
- ・開示請求等件数 77件

## 3 審議会等及び協議会等の在り方に関する基本指針の実施

審議会等の運営の透明性を高めるとともに、市民の自主的・主体的な市政への参画を図り、市民と行政とのパートナーシップのもと開かれた市政の推進に寄与するため、会議の公開、委員の公募制の導入、委員の構成等について定めた「相模原市審議会等及び協議会等の在り方に関する基本指針」を平成10年10月15日から実施。

本指針を平成24年4月1日に改正し、審議会等及び協議会等の設置・変更時に情報公開課と協議する手続等を新たに定めた「相模原市審議会等及び協議会等の在り方に関する基本指針」を施行。

## 4 行政資料コーナーの運営

行政資料コーナーは市民向けの資料室として昭和60年10月に設置した。このコーナーでは、公文書の公開請求及び個人情報の開示等の請求の受付をはじめ、市政に関する情報の提供、相談、案内を行っている。また、市、国、県等の行政資料を配架し、閲覧に供しているほか、市の有償刊行物の販売も行っている。

なお、行政資料コーナーは次の6か所に設置している。

- ・本庁舎本館
- ・緑区役所
- ・南区役所
- ・津久井まちづくりセンター
- ・相模湖まちづくりセンター
- ・藤野まちづくりセンター

また、平成26年10月1日に開館した公文書館（城山総合事務所第2別館3階）においても、市、国、県等の行政資料を配架し、閲覧に供しているほか、市の有償刊行物の販売も行っている。

本庁舎本館の行政資料コーナーにおける、平成27年4月1日～平成28年3月31日の平均利用人数は、32人(7,779人/243日)である。

附属機関の設置に関する条例並びに法令又は個別条例により設置された審議会等一覧 (平成28年4月1日現在)

|    | 審議会等名称               | 所管課         |     | 審議会等名称                          | 所管課            |
|----|----------------------|-------------|-----|---------------------------------|----------------|
| 1  | 表彰審査委員会              | 秘書課         | 53  | 農業委員選考委員会                       | 農政課            |
| 2  | 行政不服審査会              | 総務法制課       | 54  | 市民の森基本計画検討委員会                   | 津久井地域経済課       |
| 3  | コンプライアンス推進委員会        | コンプライアンス推進課 | 55  | 環境審議会                           | 環境政策課          |
| 4  | 情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会 | 情報公開課       | 56  | 地球温暖化対策推進会議                     |                |
| 5  | 情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会 |             | 57  | 環境影響評価審査会                       |                |
| 6  | 特別職報酬等審議会            | 職員課         | 58  | 水とみどりの審議会                       | 水みどり環境課        |
| 7  | 公務災害補償等審査会           | 職員厚生課       | 59  | 廃棄物減量等推進審議会                     | 廃棄物政策課         |
| 8  | 総合計画審議会              | 企画政策課       | 60  | 都市計画審議会                         | 都市計画課          |
| 9  | 大規模事業評価委員会           | 経営監理課       | 61  | 景観審議会                           | 街づくり支援課        |
| 10 | 経営評価委員会              |             | 62  | 街づくり審査会                         |                |
| 11 | 外郭団体経営検討委員会          |             | 63  | 屋外広告物審議会                        |                |
| 12 | 土地利用審査会              | 土地利用調整課     | 64  | 開発審査会                           | 開発調整課          |
| 13 | 不動産評価委員会             | 管財課         | 65  | 建築審査会                           | 建築指導課          |
| 14 | 労働報酬等審議会             | 契約課         | 66  | ホテル等建築審議会                       |                |
| 15 | 入札監視委員会              |             | 67  | 建築及び開発事業紛争調停委員会                 |                |
| 16 | 防災会議                 | 危機管理課       | 68  | 住宅審議会                           | 住宅課            |
| 17 | 国民保護協議会              |             | 69  | 相模原都市計画事業麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理審議会 | 麻溝台・新磯野地区整備事務所 |
| 18 | 行政区画等審議会             | 区政支援課       | 70  | 下水道事業審議会                        | 下水道経営課         |
| 19 | 住居表示審議会              |             | 71  | 緑区区民会議                          | 緑区役所区政策課       |
| 20 | 市民協働推進審議会            | 市民協働推進課     | 72  | 中央区区民会議                         | 中央区役所区政策課      |
| 21 | 特定非営利活動法人指定審査会       |             | 73  | 南区区民会議                          | 南区役所区政策課       |
| 22 | 男女共同参画審議会            | 人権・男女共同参画課  | 74  | 国際教育特区諮問委員会                     | 教育総務室          |
| 23 | 空家等対策協議会             | 交通・地域安全課    | 75  | 市立小中学校の望ましい学校規模のあり方検討委員会        | 学務課            |
| 24 | 消費生活審議会              | 消費生活総合センター  | 76  | 児童生徒等災害見舞金審査委員会                 | 学校保健課          |
| 25 | 社会福祉審議会              | 地域福祉課       | 77  | 市立小中学校結核対策委員会                   |                |
| 26 | 民生委員推薦会              |             | 78  | 就学指導委員会                         |                |
| 27 | 地域福祉推進協議会            |             | 79  | 子どものいじめに関する審議会                  | 学校教育課          |
| 28 | 地域保健医療審議会            | 地域医療課       | 80  | 子どものいじめに関する調査委員会                | 教職員課           |
| 29 | 障害者施策推進協議会           | 障害政策課       | 81  | 教職員健康審査会                        |                |
| 30 | 障害支援区分判定等審査会         | 障害福祉サービス課   | 82  | 社会教育委員会議                        | 生涯学習課          |
| 31 | 精神保健福祉審議会            | 精神保健福祉課     | 83  | 文化財保護審議会                        | 文化財保護課         |
| 32 | 自殺対策協議会              |             | 84  | スポーツ推進審議会                       | スポーツ課          |
| 33 | 精神医療審査会              | 精神保健福祉センター  | 85  | 図書館協議会                          | 図書館            |
| 34 | 療育センター再整備基本計画検討委員会   | 陽光園         | 86  | 博物館協議会                          | 博物館            |
| 35 | 地域包括支援センター運営協議会      | 地域包括ケア推進課   | 87  | 市史編さん審議会                        |                |
| 36 | 介護認定審査会              | 介護保険課       | 88  | 大沢公民館運営協議会                      | 大沢公民館          |
| 37 | 国民健康保険運営協議会          | 国民健康保険課     | 89  | 上溝公民館運営協議会                      | 上溝公民館          |
| 38 | 高齢者入所判定委員会           | 中央高齢者相談課    | 90  | 橋本公民館運営協議会                      | 橋本公民館          |
| 39 | 青少年問題協議会             | こども青少年課     | 91  | 相原公民館運営協議会                      | 相原公民館          |
| 40 | 子ども・子育て会議            |             | 92  | 小山公民館運営協議会                      | 小山公民館          |
| 41 | 墓地等紛争調停委員会           | 地域保健課       | 93  | 大野南公民館運営協議会                     | 大野南公民館         |
| 42 | 食育推進委員会              |             | 94  | 新磯公民館運営協議会                      | 新磯公民館          |
| 43 | 新型インフルエンザ等医療対策会議     |             | 95  | 麻溝公民館運営協議会                      | 麻溝公民館          |
| 44 | 感染症診査協議会             | 疾病対策課       | 96  | 田名公民館運営協議会                      | 田名公民館          |
| 45 | 予防接種問題協議会            |             | 97  | 大野北公民館運営協議会                     | 大野北公民館         |
| 46 | 歯科保健事業推進審議会          | 健康企画課       | 98  | 大野中公民館運営協議会                     | 大野中公民館         |
| 47 | 小児慢性特定疾病審査会          |             | 99  | 星が丘公民館運営協議会                     | 星が丘公民館         |
| 48 | 企業立地等審査会             | 産業政策課       | 100 | 清新公民館運営協議会                      | 清新公民館          |
| 49 | 駐留軍関係離職者等対策協議会       | 雇用政策課       | 101 | 中央公民館運営協議会                      | 中央公民館          |
| 50 | 大規模小売店舗立地審議会         | 商業観光課       | 102 | 相模台公民館運営協議会                     | 相模台公民館         |
| 51 | 観光振興審議会              |             | 103 | 相武台公民館運営協議会                     | 相武台公民館         |
| 52 | さがみはら森林ビジョン審議会       | 津久井地域経済課    | 104 | 東林公民館運営協議会                      | 東林公民館          |

|     | 審議会等名称      | 所管課    |     | 審議会等名称        | 所管課      |
|-----|-------------|--------|-----|---------------|----------|
| 105 | 横山公民館運営協議会  | 横山公民館  | 111 | 城山公民館運営協議会    | 城山公民館    |
| 106 | 光が丘公民館運営協議会 | 光が丘公民館 | 112 | 津久井地区公民館運営協議会 | 津久井中央公民館 |
| 107 | 大沼公民館運営協議会  | 大沼公民館  | 113 | 相模湖地区公民館運営協議会 | 相模湖公民館   |
| 108 | 上鶴間公民館運営協議会 | 上鶴間公民館 | 114 | 藤野地区公民館運営協議会  | 藤野中央公民館  |
| 109 | 大野台公民館運営協議会 | 大野台公民館 | 115 | 消防賞慰金審査委員会    | 消防総務課    |
| 110 | 陽光台公民館運営協議会 | 陽光台公民館 |     |               |          |

【情報公開課】

# 職 員

## 1 行政組織と職員定数

### (1) 組織

平成28年度は、局は前年度と同様とし、部は1部を廃止し3部を新設した。また、課については1課を廃止し4課を新設し、1課を改編した。

組織数

(平成28年4月1日現在)

| 部 局 別           | 局  | 区 | 部 課 |     |
|-----------------|----|---|-----|-----|
|                 |    |   | 部   | 課   |
| 議 会 局           | 1  | — | —   | 3   |
| 市 長 事 務 部 局     | 7  | 3 | 17  | 153 |
| 教 育 局           | 1  | — | 3   | 16  |
| 選挙管理委員会事務局      | —  | — | 1   | —   |
| 監 査 委 員 事 務 局   | —  | — | 1   | —   |
| 人 事 委 員 会 事 務 局 | —  | — | 1   | —   |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 | —  | — | 1   | —   |
| 消 防 局           | 1  | — | —   | 13  |
| 合 計             | 10 | 3 | 24  | 185 |
| 平成27年4月1日の組織数   | 10 | 3 | 22  | 182 |
| 平成26年4月1日の組織数   | 10 | 3 | 22  | 181 |

### (2) 定数

各事業の終了及び見直し等、各部局の事務事業の増減に応じて配置した。

部局別職員定数

(平成28年4月1日現在、単位：人)

|          |       |            |       |
|----------|-------|------------|-------|
| 議会局      | 23    | (市)中央区役所   | 85    |
| (市)秘書課   | 7     | (市)南区役所    | 96    |
| (市)総務局   | 145   | (市)会計課     | 17    |
| (市)企画財政局 | 374   | (教)教育局     | 534   |
| (市)危機管理局 | 22    | 選挙管理委員会事務局 | 10    |
| (市)市民局   | 70    | 監査委員事務局    | 15    |
| (市)健康福祉局 | 1,411 | 人事委員会事務局   | 10    |
| (市)環境経済局 | 491   | 農業委員会事務局   | 14    |
| (市)都市建設局 | 491   | 消防局        | 713   |
| (市)緑区役所  | 132   | 合 計        | 4,660 |

※(市)は市長事務部局、(教)は教育委員会。会計管理者は会計課に含む。



## 2 人事

職員の任免、賞罰や定数に基づく配置、新たに必要な職員の選考を行った。

### 職員の任免、服務等

(平成28年4月1日現在、単位：人)

| 育児休業 | 配偶者<br>同行休業 | 再任用<br>職員 | 公益的法人派遣 |      | 職員の分限、懲戒処分 |              | 専従休職 |
|------|-------------|-----------|---------|------|------------|--------------|------|
|      |             |           | 職員派遣    | 退職派遣 | 私傷病休職      | 懲戒処分 (H27年度) |      |
| 112  | 1           | 358       | 2       | 0    | 41         | 17           | 2    |

### 職員採用試験(任期付(育休代替)含む)

(平成27年度)

| 区分      | 事務  | 技術  | 消防 | 技能 | 計   |
|---------|-----|-----|----|----|-----|
| 受験者数(人) | 6   | 6   | —  | —  | 12  |
| 合格者数(人) | 5   | 3   | —  | —  | 8   |
| 最終倍率(倍) | 1.2 | 2.0 | —  | —  | 1.5 |

※人事委員会事務局実施分を含まない。

### 職位別職員数

(平成28年4月1日現在、単位：人)

| 区分    | 局長級 | 部長級 | 参事級 | 課長級 | 副主幹級 | 主査級   | 係員級   | 計     |
|-------|-----|-----|-----|-----|------|-------|-------|-------|
| 一般行政職 | 13  | 25  | 83  | 406 | 456  | 876   | 1,667 | 3,526 |
| 技能労務職 | —   | —   | —   | —   | —    | 172   | 237   | 409   |
| 消 防 職 | 1   | 1   | 8   | 70  | 125  | 195   | 337   | 737   |
| 医 療 職 | —   | 1   | 2   | 4   | —    | 2     | 3     | 12    |
| 合 計   | 14  | 27  | 93  | 480 | 581  | 1,245 | 2,244 | 4,684 |

※本表において一般行政職とは、事務職員と技術職員のうち医療職を除く職員を指す。

※医療職給料表の課長級には、医療職給料表2級の所長を含む。

### 年齢別職員数

(平成28年4月1日現在、単位：人)

| 区分 \ 年齢 | 20歳未満 | 20歳～29歳 | 30歳～39歳 | 40歳～49歳 | 50歳～59歳 | 60歳以上 | 計     |
|---------|-------|---------|---------|---------|---------|-------|-------|
| 一般行政職   | 11    | 837     | 839     | 1,018   | 811     | 10    | 3,526 |
| 技能労務職   | 0     | 0       | 17      | 116     | 273     | 3     | 409   |
| 消 防 職   | 5     | 209     | 173     | 171     | 179     | 0     | 737   |
| 医 療 職   | 0     | 0       | 3       | 4       | 3       | 2     | 12    |
| 合 計     | 16    | 1,046   | 1,032   | 1,309   | 1,266   | 15    | 4,684 |

※本表において一般行政職とは、事務職員と技術職員のうち医療職を除く職員を指す。

## 3 給与等

一般職の職員給与の改定及び給与その他の給付の支給状況

### (1) 給与改定

行政職給料表(1)適用職員 (平成27年4月1日現在)

| 区 分     | 平均給与月額 (円) |
|---------|------------|
| 給 料     | 316,633    |
| 諸 手 当   | 57,982     |
| 給 与 合 計 | 374,615    |

※平均給与月額に対する職員の平均年齢：40.3歳

(2) 職員の給与その他の給付の主な支給状況

職員給与

(平成27年度、単位：千円)

| 給 料        | 職 員 手 当    | 共 済 費     | 計          |
|------------|------------|-----------|------------|
| 18,404,452 | 13,325,003 | 6,118,512 | 37,847,967 |

※職員手当には、退職手当、児童手当・特例給付を含まない。

職員の初任給(行政職給料表(1)適用一般職)

(各年4月1日現在、単位：円)

|       | 平成26年   | 平成27年   | 平成28年   |
|-------|---------|---------|---------|
| 大 学 卒 | 178,800 | 178,800 | 180,900 |
| 高 校 卒 | 144,500 | 144,500 | 146,800 |

退職手当

(平成27年度)

| 区 分        | 人 員(人) | 支 給 額(円)      | 一人当たり平均支給額(円) |
|------------|--------|---------------|---------------|
| 普通退職(自己都合) | 50     | 249,877,444   | 4,997,549     |
| 勸 奨 退 職    | 15     | 336,654,294   | 22,443,620    |
| 定 年 退 職    | 139    | 3,026,718,005 | 21,774,950    |
| 死 亡 退 職    | 8      | 106,334,557   | 13,291,820    |
| 任 期 満 了    | 2      | 4,636,980     | 2,318,490     |
| 通 算 退 職    | 18     | -             | -             |
| 計          | 232    | 3,724,221,280 | 17,402,903    |

※一人当たり平均支給額の計は、通算退職を含まない。

児童手当

(平成27年度)

| 支給期    | 受 給 者 数(人) | 延支給児童数(人) | 支 給 額(円)    |
|--------|------------|-----------|-------------|
| 6 月 期  | 1,273      | 8,094     | 90,445,000  |
| 10 月 期 | 1,216      | 8,041     | 90,260,000  |
| 2 月 期  | 1,240      | 8,233     | 92,685,000  |
| 計      | 3,729      | 24,368    | 273,390,000 |

ラスパイレス指数の推移

|          | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|----------|--------|--------|--------|
| ラスパイレス指数 | 100.2  | 100.1  | 100.1  |

※平成25年度は、国家公務員の時限的な給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値で算出している。

(3) 特別職の報酬等

市議会議員の議員報酬の額、常勤特別職の給料の額等については、特別職報酬等審議会へ諮問している。  
平成27年度は、10月と11月に開催した。

- ・市議会議員、常勤特別職及び教育長の報酬等の最終改定(H9.4.1適用)

**【職員課】**



# 職 員 研 修

## 1 人材育成基本方針

### (1) 基本的な考え方

職員一人ひとりが意欲とやりがいを持って職務を遂行できるよう、「意欲とやりがいを引き出す人事制度の推進」、「職員一人ひとりの成長を支援する職員研修制度の充実」、「人材を育てる職場環境づくり」の3つの基本的な考え方のもと、現在の課題に対する重点的な取組の推進と総合的な人材育成を図る。

### (2) 求められる職員像

本市の職員に「求められる職員像」として『果敢に挑戦する職員』を掲げ、この職員像実現のための資質向上に努めている。

『果敢に挑戦する職員』とは

#### ①心豊かな職員

心豊かな職員とは、「相模原市」を愛し、公務員としての自覚を深めるとともに、自らの人格と教養を高め、心身の健康管理に努め、公平・公正な行動をとり、市民に信頼される人間性豊かな職員です。

特に地域固有の課題への対応など、新たな施策の企画、実施を行う際にも、その施策が真に市民のための最善の方策なのかを追求する市民感覚を持った心の豊かさが求められます。

#### ②考える職員

考える職員とは、行政を取り巻く環境の変化に対して、市民と行政との協働の姿勢を認識し、柔軟な思考と創造力を発揮し、対応できる職員です。

市民とともに都市を経営するという視点から、限られた資源を有効活用する経営感覚を持ち、最少経費で最大効果を発揮する行政サービスを創造できることが求められます。

#### ③実行する職員

実行する職員とは、行政サービスを一層向上させるため、課題を的確に把握し解決する能力と、それを支えるチャレンジ精神及び果敢な行動力を備え、職務を遂行できる職員です。

施策の企画、実施にあたっては、目標達成への様々な困難を乗り越えるため、高い意欲と実行力をもって対処することが求められます。

#### ④改革する職員

改革する職員とは、行政のプロとしての識見と専門知識、そして広い視野を備え、常にコスト意識や市民感覚を持って、客観的に従来の業務を評価し、見直すことができる職員です。

前例踏襲や横並び意識、旧態依然とした体制から脱却し、『より良く』するための努力を怠らない向上心に溢れた姿勢が求められます。

## 2 平成27年度研修実施結果一覧

| 研修区分  |      | 件数(件)  | 受講者数(人) |        |
|-------|------|--------|---------|--------|
| 職場研修  | 集合研修 | 職場基本研修 | 76      | 3,951  |
|       |      | 職場専門研修 | 146     | 8,058  |
|       |      | 小計     | 222     | 12,009 |
|       | 派遣研修 | 専門派遣研修 | 644     | 1,355  |
|       |      | 視察派遣研修 | 12      | 46     |
|       |      | 小計     | 656     | 1,401  |
| 職場研修計 |      | 878    | 13,410  |        |

|                       |                  |        |        |       |
|-----------------------|------------------|--------|--------|-------|
| 研<br>修<br>所<br>研<br>修 | 集<br>合<br>研<br>修 | 階層研修   | 17     | 1,973 |
|                       |                  | 特別研修   | 11     | 1,871 |
|                       |                  | 小 計    | 28     | 3,844 |
|                       | 派<br>遣<br>研<br>修 | 国内派遣研修 | 81     | 242   |
|                       |                  | 海外派遣研修 | 0      | 0     |
|                       |                  | 小 計    | 81     | 242   |
|                       | 研 修 所 研 修 計      |        | 109    | 4,086 |
| 合 計                   |                  | 987    | 17,496 |       |

### 3 職員の人事交流及び研修派遣

人事交流や研修を目的として、職員を中央省庁、他自治体等へ派遣している。

<派遣先及び人数(27年度)> ※派遣期間 おおむね1~2年間

- 国省庁(総務省等) : 12人      ○都道府県(東京都、神奈川県) : 2人
- 近隣市町(愛川町) : 1人      ○その他の団体等(一般財団法人地方自治研究機構等) : 8人
- 民間企業 : 2人

【職員課職員研修所】

# 職 員 厚 生

## 1 職員の福利厚生

職員が心身ともに健やかにあり、職務に専念できるようにサポートしていくために、共済制度に係る諸般の事務及び職員厚生会に交付金を交付し各種福利厚生事業を実施している。

### (1) 職員共済組合

ア 組合員数 (平成28年3月末現在)

| 区 分           | 組合員数(人)     |
|---------------|-------------|
| 神奈川県市町村職員共済組合 | 4,553       |
| 公立学校共済組合神奈川支部 | 152(教職員は除く) |
| 合 計           | 4,705       |

イ 共済組合の事務取扱件数 (単位:件)

| 共 済 貯 金 事 務           | 3,177 | 被 扶 養 者 認 定 等 申 告         | 415 |
|-----------------------|-------|---------------------------|-----|
| 人 間 ・ 脳 ド ッ ク 受 検 申 込 | 1,896 | 組 合 員 資 格 取 得 等 届 出       | 421 |
| 被 扶 養 者 資 格 調 査       | 672   | 傷 病 手 当 金 等 各 種 手 当 金 請 求 | 218 |

ウ 市負担金・個人掛金

共済組合の市負担金及び個人掛金率の規程に基づき、市予算からの支出及び職員個人からの引き去りにより徴収した金額を合算し共済組合へ納付した。

### (2) 職員厚生会

福利厚生事業を通して、会員の生活及び教養文化の向上並びに厚生の充実を図り、会員の福祉を増進することを目的とする。

平成27年度事業概要 (平成28年3月末現在)

| 区 分     | 備 考                                            |
|---------|------------------------------------------------|
| 会 員     | 5,071人(再任用職員等を含む)                              |
| 決 算 額   | 133,290,685円                                   |
| 市 交 付 金 | 32,511,726円                                    |
| 会 費     | 給料月額×5.5/1000(再任用職員及び任期付短時間勤務職員については3/1000とする) |

### (3) 職員会館の維持管理

#### 各室利用状況一覧

(単位：人)

| 施設名 |         | 利用状況    | 施設名 |       | 利用状況    |
|-----|---------|---------|-----|-------|---------|
| B 1 | 音響室 1   | 1,190   | 3 F | 和室(小) | 2,780   |
|     | 音響室 2   | 4,089   |     | 和室(中) | 4,986   |
| 1 F | 陶芸窯室    | 76      |     | 和室(大) | 11,160  |
|     | 生活協同組合  | 190,134 | 合 計 |       | 234,768 |
| 2 F | 体育室     | 17,236  |     |       |         |
|     | フィットネス室 | 3,117   |     |       |         |

## 2 職員の安全衛生及び健康管理

職員の安全衛生の推進と健康の保持増進のため、安全衛生委員会による活動や健康診断、予防接種、健康相談等を実施した。

### (1) 安全衛生

市役所職場を15の事業場に分け、それぞれの事業場に労働安全衛生法に基づく安全衛生委員会を設置、また、市職員全体の安全衛生・健康管理の統括を行う総括安全衛生会議、3つの職域で横断的にまとめ、総括安全衛生会議を補完する職域安全衛生会議を設置し、その活動を通して職員の安全管理及び衛生管理を実施した。

#### 平成 27 年度活動状況

|              | 委員人数 | 委員会<br>開催回数 | 職場巡視<br>実施回数 | 産業医<br>健康相談回数 |
|--------------|------|-------------|--------------|---------------|
| 15事業場安全衛生委員会 | 193名 | 101回        | 24回          | 251回          |

### (2) 健康管理

職員健康管理指針(平成 21 年 10 月策定)に基づき健康診断事業、各種相談事業を実施した。

#### ア 健康診断

職員定期健康診断・雇入時健康診断・V D T 等業務従事者健康診断・歯科健康診断・腰痛健康診断・乗用自動車等運転手健康診断・炉及び埋立業務従事者健康診断・上部消化管造影検査・深夜業務従事者健康診断・電離放射線取扱業務従事者健康診断・特定化学物質等取扱業務従事者健康診断の実施

#### イ 心の健康診断

メンタル不調の予防と早期発見を目的に、アンケート方式による心の健康診断を実施

#### ウ 予防接種

B型肝炎等抗原抗体検査及びワクチン接種・破傷風予防接種・麻疹・風疹予防ワクチン接種等の実施

#### エ 健康相談

産業医による健康相談及び臨床心理士によるメンタルヘルスの相談の実施

#### オ 電話健康相談

24 時間 365 日、職員の心や体の不安や悩みなどに専門の相談員が対応する電話健康相談の実施

#### カ メンタルヘルス推進員

職場におけるメンタルヘルスの推進を目的に、各職場で所属長が指定する職員をメンタルヘルス推進員として配置

**【職員厚生課】**